

列国議会同盟 (IPU) ・ 国連難民高等弁務官 (UNHCR) 事務所
議員のためのハンドブック『国籍と無国籍』
日本語版刊行によせて

無国籍者とは、どの国からも国民として認められていない人のことです。国籍という正式な法的絆をもたない無国籍者の多くは、学校に通ったり、医療を受けたり、出生や婚姻の登録をしたりという基本的人権が享受できません。別の国に行こうとしても、多くの場合、合法的に渡航し滞在することができませんし、身柄を拘束されてしまう人もいます。

UNHCRは、無国籍を把握・予防・削減し無国籍者を保護するための各国の努力を後押しするという任務を、国連総会によって与えられています。各国政府とUNHCRは近年、無国籍に対する取り組みを強化してきました。UNHCRが2010年に無国籍関連条約加入のためのキャンペーンを再開して以来、「無国籍者の地位に関する条約」の締約国数は65カ国から91カ国に増え、「無国籍の削減に関する条約」の締約国数も33カ国から73カ国へと増加しました。2018年に採択された難民と移民に関する二つの国連のグローバル・コンパクトにおいても、無国籍を解決することの重要性が認識されています。また、来る2019年は、2024年までの10年で無国籍をなくすことを目標とした「#IBelong」キャンペーンの中間点であり、各国がこれまでの達成状況を振り返り、決意を新たにすることが期待されています。

日本の国籍法にはすでに無国籍の防止と削減のための規定があるほか、他の既存の法令も、無国籍に対応するために活用がなされています。上記の無国籍に関する両条約を実施するためになんら抜本的な法改正は必要ないことから、日本も条約への加入を前向きに検討し、国際的な潮流に参加することが期待されます。日本の加入は、上記のグローバル・キャンペーンへの明確かつ重要な貢献とみなされ、他国、特に周辺諸国が日本のリーダーシップに続くことを促す効果も期待されるのです。

この改訂版ハンドブックの日本語版発行が、無国籍根絶に向けた世界をあげての取り組みにおいて日本が果たせる役割について、議員だけでなく、政府、法律家、市民社会と無国籍者自身が活発に議論を交わすためのベースとなることを、願ってやみません。

2018年12月

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所 代表
ダーク・ヘベカー